

## ○西紋別地区環境衛生施設組合公共工事の前払金及び部分払金に関する要綱

制定 平成22年 8 月 3 日訓令第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、西紋別地区環境衛生施設組合が発注する公共工事等の代金の前払金（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第 7 条の規定により、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第 5 条の規定に基づき、登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費の前払金をいう。）及び部分払金について、西紋別地区環境衛生施設組合契約に関する規則（平成21年規則第 3 号。以下「契約規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定め、公共工事等の適切かつ円滑な履行を図るものとする。

(前払金の対象、率等)

第 2 条 組合長は、前条に規定する公共工事のうち、請負代金額が 1 件5,000,000円以上で組合長が必要と認めるものについては、当該公共工事の請負人に対し、当該請負代金額の 3 割（土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。次項及び第 6 条において同じ。）については 4 割）を超えない範囲内で前払金をすることができる。

2 組合長は、前項の規定により前払金をした土木建築に関する工事のうち、次の各号のいずれにも該当し、組合長が必要と認めるものについては、当該工事の請負人に対し、同項の範囲内で既にした前払金に追加して当該請負代金額の 2 割を超えない範囲で前払金（以下「中間前払金」という。）をすることができる。

- (1) 工期の 2 分の 1 を経過していること。
- (2) 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。
- (4) 契約規則第49条の部分払の規定による支払を請負人が請求していないこと。

(前払金の限度額)

第 3 条 前条の前払金（中間前払金を含む。以下同じ。）の 1 契約あたりの最高限度額は、60,000,000円とする。

(保証契約証書の提出)

第 4 条 前払金の支払を請求する者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社と、工事請負契約において定めた工事完成期限を保証

期限とし、同条第5項に規定する保証契約を締結したときは、遅滞なく、その保証契約証書を本組合に提出しなければならない。

(特別な契約事項)

第5条 前払金に係る公共工事の請負契約書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 前払金は、請負人が前条の手続を完了した後に請求できるものであること。
- (2) 第7条の規定により前払金を追加払いし、又は返還させること。
- (3) 前払金を当該請負工事に必要な経費以外の支払に充ててはならないこと。

(前払金の支払)

第6条 組合長は、適法な前払金の請求書を受理したときは、その日から起算して、14日以内に前払金を支払うものとする。

(前払金の追加または追徴)

第7条 設計図書(設計書、図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。)の変更その他の理由により著しく請負代金額を増額した場合には、請負人は、その増額後の請負代金額の10分の3(土木建築に関する工事については10分の4(中間前払金が支払われているものについては10分の6))から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額以内の前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前条の規定を準用する。

- 2 設計図書の変更その他の理由により、請負代金額を減額した場合には、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の4(土木建築に関する工事については10分の5(中間前払金が支払われているものについては10分の6))を超えるときは、請負人は、その減額があった日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。この場合において、契約規則第49条の部分払の規定による支払をしようとするときは、組合長は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。

(保証契約の変更)

第8条 請負人は、前条第1項の規定により受領済みの前払金に追加して更に前払金の支払を請求する場合にはあらかじめ、第4条第1項の規定により締結した保証契約を変更し、変更後の保証契約書を組合長に提出しなければならない。

- 2 前項に定める場合のほか、前条第2項の規定により請負代金額を減額した場合には、第4条第1項の規定により締結した保証契約を変更したときは、請負人は、遅滞なく、変更後の保証契約証書を組合長に提出しなければならない。

(前払金の使用等)

第9条 請負人は、前払金を工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充ててはならない。

(前払金の返還)

第10条 組合長は、次の各号の一に該当する場合は、既に支払った前払金を返還させるものとする。

- (1) 前払金の支払を受けた者と保証事業会社との間の保証契約が解除されたとき。
- (2) 前払金の支払を受けた者と本組合との間の請負契約が解除されたとき。

(前払金返還の期限)

第11条 組合長は、第7条第2項又は前条の規定により前払金を返還させようとするときは、公共工事前払金返還請求書(別記様式)により前払金を返還すべきものに通知しなければならない。

- 2 前払金を返還すべき者が、前項の請求書に指定した返還期限後に前払金を納付しようとするときは、返還期限の翌日から返還までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算して得た額の損害金をあわせて納付しなければならない。

(継続費又は債務負担行為に係る契約の前払金の特則)

第12条 継続費又は債務負担行為に係る契約の前払金に関する第2条、第3条、第4条、第7条及び第8条の規定の適用については、これらの規定中「請負代金額」とあるのは、「でき形部分等予定額(当該会計年度におけるでき形部分等に対する請負代金相当額であって、前会計年度末におけるでき形部分等予定額が前会計年度までのでき形部分等予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該会計年度のでき形部分等予定額から前会計年度のでき形部分等予定額を超えたとして当該会計年度に部分払をした額を控除した額をいう。)」と第2条第2項第1号及び第2号中「工期」とあるのは、「当該会計年度における工事実施期間」と、同項第3号中「当該工事」とあるのは「当該会計年度における工事」と、同項第4号中「部分払の規定による支払を」とあるのは「部分払の規定による支払を当該会計年度において」と、第4条第1項中「工事完成期限」とあるのは「工事完成期限(最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末)」と読み替えるものとする。

- 2 組合長は、必要があると認めるときは、前項の規定により読み替えられた第2条第1項の規定にかかわらず、契約を締結した会計年度に翌会計年度以降分の前払金(中間前払金を除く。)を含めて支払うことができる。この場合において、第2条、第4条第1項、第7条及び第8条の規定並びに次項及び第4項の規程は、適用しない。
- 3 組合長は、前会計年度末におけるでき形部分等に対する請負代金相当額が前会計年度までのでき形部分等予定額に達しない場合は、第1項の規定により読み替えられた第2条の規定にかかわらず、でき形部分等に対する請負代金相当額が前会計年度までのでき形部分等予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を行うことができない。

4 前会計年度末におけるでき形部分等予定額が前会計年度までのでき形部分等予定額に達しない場合は、請負人は、前会計年度末におけるでき形部分等予定額に達するまで第4条第1項の規定により締結した保証契約の保証期限を延長しなければならない。この場合において、第8条第1項の規定を準用する。

(部分払)

第13条 組合長は、工事の完成前に、でき形部分並びに組合長が部分払の対象とすることを認めた工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（以下「でき形部分等」という。）に相応する請負代金相当額（以下「請負代金相当額」という。）の10分の9以内の額（当該でき形部分等が性質上可分である場合において組合長が相当と認めるときは、請負代金相当額の10分の10に相当する額）について、次頁以下に定めるところにより、請負人に対し部分払をすることができる。

2 部分払の回数及び時期は、請負代金額及び工期等を勘案して組合長が定めるものとする。

3 請負人は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、書面をもって、当該請求に係る工事のでき形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品の確認を組合長に求めなければならない。

4 組合長は、前項の規定による確認の請求があったときは、当該請求を受けた日から起算して14日以内に、請負人の立会いの上、設計図書に定めるところにより、当該確認をするための検査を行い、書面をもって、当該確認の結果を請負人に通知するものとする。この場合において、組合長は、必要があると認められるときは、書面をもって、当該理由を請負人に通知して、でき形部分を最小限度破壊して検査することができる。

5 前項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は請負人の負担となる。

6 部分払の額は、次の式により算定する。この場合において、請負代金相当額及び部分払の額は、組合長及び請負人が協議して定める。ただし、次頁の請求を受けた日から14日以内に当該協議が成立しないときは、組合長は、請負代金相当額及び部分払額を定め、書面をもって、請負人に通知するものとする。

請負代金相当額×部分払すべき率－（前払金×請負代金相当額／請負代金額＋前回までの部分払金の合計額）

7 請負人は、第4項の規定による確認の通知があったときは、書面をもって、部分払を求めることができる。この場合において、組合長は、当該請求があった日から起算して14日以内に部分払金を支払うものとする。

(継続費又は債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

第14条 組合長は、継続費又は債務負担行為に係る契約については、各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）及びでき形部分等予定額を定めるものとする。

2 継続費又は債務負担行為に係る契約において、部分払金の額は、前条第6項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

請負代金相当額×部分払すべき率－（前会計年度までの支払済額＋当該会計年度の部分払済額）－〔請負代金相当額－（前会計年度までのでき形部分等予定額＋でき形超過額）〕×当該会計年度の前払金額／当該会計年度のでき形部分等予定額

3 前会計年度末におけるでき形部分等に対する請負金額相当額が前会計年度までのでき形部分等予定額を超えた場合において、請負人は、当該会計年度当初に当該超過額（以下「でき形超過額」という。）について部分払を請求することができる。この場合において、でき形超過額に係る部分払は、当該会計年度の部分払の回数には含めないものとし、また、当該部分払金の算定にあたっては、前払金相当額の控除はしないものとする。

（工事請負契約約款）

第15条 この要綱に定める事項のほか、西紋別地区環境衛生施設建設工事契約約款によるものとする。

## 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。